

令和3年度第2回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和3年7月5日（月）10時00分～12時20分
開 催 場 所	横浜市開港記念会館 9号室
出 席 者	委員：齊藤真哉委員長、原悦子委員、山口直也委員、秋葉正一委員、勝地弘委員 事業課：道路局建設課：故島担当課長、森担当係長ほか 事務局：政策局共創推進室共創推進課：吉原担当課長、石原担当係長ほか
欠 席 者	0名
開 催 形 態	非公開
次 第	1. 環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業について（審議） （1）入札説明書について （2）要求水準書について （3）モニタリング基本計画について （4）落札者決定基準について （5）基本協定書（案）及び事業契約書（案）について 2. その他
概 要	<p>1. 環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業について（審議）</p> <p>（1）入札説明書について</p> <p>事業課から、資料1、資料2及び資料6により、入札説明書について説明があり、審議を行った。</p> <p>○委 員：本契約締結段階で既存ストック活用の範囲は確定しているという理解で良いのか。</p> <p>●事業課：本契約締結段階では既存ストックを活用するかどうか確定せず、詳細設計完了時に事業費と共に確定することになる。</p> <p>○委 員：既存ストックを活用しない前提で提案してもらった形となっているが、提案内容と実際の実施内容、落札金額と実際の事業費に大きな乖離が発生する可能性がある。提案内容や落札金額は変更できないことが前提である総合評価一般競争入札で問題ないのか。</p> <p>●事業課：考え方としては、提案内容や仕様を変更しているということではなく、設計変更の枠の中で設計を確定し、それに基づいて事業費が確定するという整理である。同様の建付けである国の電線共同溝 PFI 事業でも総合評価一般競争入札で実施している。</p> <p>○委 員：例えば、既存ストックを活用しない提案においては、市内企業を活用する内容であったが、既存ストックを活用することになった際に、その市内企業を使わないという場合もあり得、提案内容とギャップが生じることが懸念される。</p> <p>○委 員：確認になるが、本契約時点では、既存ストックに関してどこまでの内容を盛り込んだ状態での契約になるのか。</p> <p>●事業課：当初契約時点では、既存ストックを使わない標準的な設計となる。その後、既存ストックの活用検討をしてもらい、市と協議の上、活用が有効であると判断されれば、設計変更の上、事業費が確定するという流れ</p>

である。

○委員：金額自体は入札において重要な要素であるが、既存ストック活用の場合、どの程度の金額変更になるのか想定は出来ているか。

●事業課：路線内の既存ストックの総量にもよるし、存在するからといって、そのままの状態で使用できるとは限らないため、現時点では何とも言えない。また、落札者によって、最終的な既存ストック活用の結果が変わるとは考えていない。

○委員：入札価格の積算は既存ストックを使わないことを前提としたとしても、既存ストック所有者を含んだ提案者は、ある程度既存ストック活用を前提とした金額を出してくるのではないかということが懸念される。既存ストックを所有していない提案者と本当に対等な状態で金額が出てくるのか心配ではある。提案された金額が適正かどうか市側でチェックする必要がある。

●事業課：入札時の金額の内訳は必ずチェックする。

○委員：事業費の算定と支払い方法について、物価変動の改定率についてのお書きと算定式の記述が整合していないので、修正する必要がある。

○委員長：入札説明書については、今回指摘のあった修正を加えたうえで、市の案を了承することとする。

※（４）落札者決定基準についての審議において追加の意見が出された。（後述）

（２）要求水準書について

事業課から、資料１及び資料３により、要求水準書について説明があり、審議を行った。

○委員：維持管理業務において、補修業務に関して、「補修が必要と判断された場合は～」という記述や、「補修費用に係る費用は原則事業者の負担とするが、『これにより難しい場合』は市と協議する」という記述も曖昧ではないか。天災等については市の負担となるという理解だが、その認識で良いか。

（※天災等の不可抗力の場合、100分の1はPFI事業者の負担で、それ以外は市の負担である。）

○委員：関連して伺いたいのが、地面に埋まっている状態の施設はどうやって点検・確認するものなのか。

○委員：管路については、実際のところ点検は難しいかと思う。

○委員：管路について、実態としてよほどの製品不良でなければ、事業期間中に大きな問題は出てこないと思う。液状化などが発生した場合でも、負荷がかかるのは特殊部との接合部なので、管路自体に影響はあまりないと思う。

○委員：事業期間中に事業者負担の補修があまり想定されないということだが、

様式集では、補修業務費の項目が設定されており、これをどれだけ見込んで、その理由・根拠が何なのかということが（提案者から）示されないと評価ができない。市として基本的に補修業務費を見込んでいないとすると、この項目自体が無意味ではないか。

●事業課：委員の御認識の通りだが、事業者負担の補修の可能性がゼロではないため、項目としては設定している。

○委員：補修が想定されるのは、施工不良か不可抗力のどちらかだと思われる。もし補修業務費が提案された場合は、提案者に説明を求めればよいだろうと思う。

○委員：補修業務費の「これにより難しい場合」という記述に関しては、例示を併記するなど、記載を検討してみたい。

●事業課：記載を検討する。

○委員：なお、管路の継手部分の施工不良により、道路陥没などの事故に繋がる可能性はある。その場合は、当然事業者側の責任になるかと思う。

○委員：点検は事業者負担で行うとのことだが、事業終了時の引継ぎについて、事業者負担で第三者機関の検査を求めることもあり得るが、その点はどうか考えているか。

●事業課：市が所有する部分は基本的に物理的な箱や管であり、精密な部分はインフラ企業の所有である。また、地中にある管路の点検方法が確立されているわけではない。維持管理期間中の定期的な点検記録を根拠に引き継ぐこととし、事業終了時に精緻な検査は求めることは考えていない。

○委員：現時点では、そのような対応にならざるを得ないだろうと思う。

○委員：あえて盛り込むとすると、地中部分の点検に係る新たな技術が生まれる場合を想定して、協議のうえ対応を検討できるようなこととしておくと良いかもしれない。

●事業課：協議できる点の追記を検討する。

○委員長：要求水準書については、今回指摘のあった修正を加えたうえで、市の案を了承することとする。

(3) モニタリング基本計画について

事業課から、資料1及び資料4により、モニタリング基本計画について説明があり、審議を行った。

(修正意見等はなし。)

○委員長：モニタリング基本計画については、市の案を了承することとする。

(4) 落札者決定基準について

事業課から、資料1及び資料5により、落札者決定基準について説明があり、審議を行った。

- 委員：中項目の資金調達計画の中の2つの小項目について、資金調達のことばかり書かれており、内容が重複している。収支計画の話と資金調達の話を整理して記載した方が良い。
- 事業課：文章を整理して修正する。
- 委員：地域経済の波及効果について、既存ストックを活用する場合としない場合で、実施内容が変わる可能性がある。様式等を工夫し、それぞれの場合での実施内容を記載するようにした方が良いのではないかと。
- 委員：そもそも既存ストックを活用しない提案をしてもらうということは、書類上、明確になっているのか。その点が明確でないと、既存ストックを活用した提案が出されてしまう可能性がある。
- 事業課：積算参考資料に、既存ストックを活用しない場合の数量等を記載して、その様式に基づいて、各単価を提案させる形となっている。
- 委員：それは入札説明書等の本文のどこに書かれているか。
- 委員：例えば、落札者決定基準の内容点の算出と様式集の書類提出要領に、「審査の公平性を確保するために、既存ストックの活用を前提としない提案をすること」という旨を明記しないといけない。
- 事業課：前提条件についての記述が曖昧な点について、内容を検討する。
- 委員：既存ストック所有者以外が落札者となった場合は、直ちに既存ストックを活用できるということにはならないと思うが、どのような手順になるのか。
- 事業課：既存ストック所有者から市に所有権を譲渡する手続きが発生し、落札者が既存ストック所有者であってもそうでなくても、その手順を踏むことになる。
- 委員：既存ストックを活用しない提案を求めたとしても、既存ストックの情報を持っている提案者は、既存ストックを活用した金額で、コストダウン分は他の部分に分散・溶け込ませて提案をしてくる可能性がある。
- 委員：見積もりが適正でないと判断した時に、ペナルティをどのように課すのかということが、はっきりしないと価格の有利不利で決定してしまう可能性がある。公平性をどのように担保するかというのは気になることである。
- 委員：既存ストックを活用しない前提だということを明示することに加え、コストダウン分を分散させないための方策として、事業契約後に既存ストックを活用することとなった場合には価格が引き下がることについての合理的な説明を事業者が行うということを記載すべきではないかと。
- 委員：落札者決定基準の配点の工夫も必要かと思われる。既存ストック所有者が不当に安く提案してくることを防ぐために、収支計画等の項目において、価格の妥当性について評価し、格差をつけるといったことが考えられる。原案は配点が20点なので、もう少し配点に重みを付けても良い。いずれにせよ、既存ストック所有者が落札しやすい建付けは避けるべき

である。

- 委員：具体的にはどのような配点になるだろうか。
- 委員：価格点とのバランスの問題だとは思いますが…。
- 委員：既存ストック活用の有無で価格がどの程度変動するかは市も分からない状態である（ので、妥当な配点もこの場では判断できず、設定しづらいか）。
- 委員：地中埋設物は台帳と実際が異なることは珍しくなく、既存ストック所有者自身も、実際に詳細な調査をしてみないと分からない部分があると思われる。
- 委員長：総合的に考えると、入札説明書（及び附属資料）の適切な箇所に、既存ストックを活用しない積算を要求していることを明記することに加えて、落札後の既存ストック活用によるコストの変化に関して合理的な説明を求めるということを追記する、というところが現時点で出来る手当かと思うがいかがか。
- 委員：地域経済波及効果に関しては、既存ストックを活用するかしないかに関わらず、市内事業者をどの程度活用するかが分からないといけない。
- 委員：提案の具体的内容に関しては、提案ヒアリングの中で確認するという事で良いかと思う。
- 委員：市内事業者の活用については、金額の多寡と分散発注といったところがポイントになるが、提案内容が履行されない場合にペナルティを課すかどうか。発注状況を報告させて、それをモニタリングと連動させるかどうかは検討してもらいたい。また、落札者決定基準の中では、確実に実施するための体制などといった視点も盛り込んでもらいたい。
- 委員長：落札者決定基準については、資金調達計画の項目に関する文章を整理することと、地域経済波及効果について、業務遂行体制の視点を盛り込むことを条件に、市の案を了承することとする。
また、入札説明書類の適切な箇所に、既存ストック活用を前提としない提案を求めると明記することと、契約後の既存ストック活用による費用変更に関して合理的な説明をPFI事業者に求めることを追記すること。

（５）基本協定書（案）及び事業契約書（案）について

事業課から、資料１、資料８及び資料９により、基本協定書（案）及び事業契約書（案）について説明があり、審議を行った。

- 委員：契約不適合条項に関して、引き渡しから２年を超えた際には、単なる過失の場合は免責になるが、故意・重過失の場合は１０年までという理解で良いか？
- 事業課：御理解のとおり。

	<p>(その他修正意見等はなし。)</p> <p>○委員長：基本協定書（案）及び事業契約書（案）については、市の案を了承することとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 概要版資料 2 入札説明書（案） 3 要求水準書（案）【附属資料1】 4 モニタリング基本計画（案）【附属資料2】 5 落札者決定基準（案）【附属資料3】 6 事業費の算定及び支払い方法（案）【附属資料4】 7 様式集【附属資料5】 8 基本協定書（素案）【附属資料6】 9 事業契約書（素案）【附属資料7】